

2018年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

刑事訴訟法

1 解説

(1) 問(1)について

本問は、行政警察活動としての職務質問及び所持品検査の各適法性を問うことにより、行政警察活動についての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

行政警察活動に関しては、設問は下線部の所持品検査の適法性を問題とするものであるが、所持品検査が職務質問に付随する措置であることから、まずもって(1)職務質問の要件該当性を論じたうえで、(2)所持品検査の可否(その法的根拠)と、可のときはその適否の判断に関する判断枠組みを論じることとなろう。(2)については、いわゆる米子の銀行強盗事件についての最判昭和53年6月20日刑集32巻4号670頁を踏まえ、その根拠と適否の判断基準を論ずる必要がある。

下線部の措置については、上記の(1)、すなわち、本件のひたたくり強盗事件の1時間後、犯行現場からおよそ2キロメートル離れた場所で、Xがパトカーを見て急に向きを変えて小走りに路地に入っていった事実を挙げて、警察官職務執行法2条1項の「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」に該当し、対象者に対して職務質問を行うことができることを示すこととなろう。そして更に、上記の(2)、すなわち所持品検査の適法性に関する上記昭和53年判決の判示を前提にして、行政警察活動として所持品検査が許されるかどうか(許されるとするときはその法的根拠)、所持品検査の適否に関する判断枠組みを示したうえで、設問の事案について当てはめを行うこととなろう。

当てはめについて言えば、下線部の行為は、上記昭和53年判決を前提にする限り、捜索に至らない程度の行為であって強制にわたるものではなく、所持品検査の必要性、緊急性、これによって侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度かどうかを検討することとなろう。

(2) 問(2)について

本問は、警察官が偽計を用いて取り調べたことによりなされた自白の任意性を検討させることにより、いわゆる自白法則についての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

刑事訴訟法319条1項の自白法則の制度趣旨について述べたうえで、偽計による自白については、最高裁大法廷昭和45年11月25日判決(刑集24巻12号1670頁)がリーディングケースであり、これを前提にして、虚偽排除説により同項の法解

釈を行い、設例の中の事実を分析して当てはめることとなろう。とりわけ本件においてなされた偽計がXの心理に与えた影響について言及し、その心理的影響にかんがみるときは類型的に虚偽の自白を誘発するおそれがあり、Xがそのような状況下で自白をしたかどうかを論述することとなろう。

2 評価

- (1) 今回の入学試験問題のテーマは、いずれも典型論点であって、その難度は、刑事訴訟法を真摯に学んだ受験生にとっては、比較的易しい部類に属するものであったものと思われる。
- (2) 答案の評価に当たっては、所持品検査の適法性の判断枠組み、自白法則についての正確な理解が身につけていれば、当てはめが聊か不十分であっても、最低限度の合格点を付与した。

3 その他

以下の事柄は、これまでの入学試験の解説において繰り返し述べたことであるが、今次の入試においても同様の傾向がみられたので、敢えて再掲するものである。

- (1) 法律試験の答案では、法の解釈・判断枠組みと、当てはめ・結論をバランスよく論じることが肝要である。法の解釈や判断枠組みを示すことなく、問題文中の事実を並べ立てて、これらを総合すると適法（適法）であるといった答案は、法的三段論法を理解しないものとして、低い評価しか得られない。
- (2) 今次の入学試験もまた、憲法のそれと併せて行われたことから、いわゆる途中答案が散見された。途中答案とならないように、問題検討の段階で、検討時間、筆記時間の割り振りを各問について行う訓練をしておくことは、司法試験の合格にとっても、もっとも重要な事柄の一つである。